

経営力向上計画と先端設備等導入計画の比較

2019.3版

項目	経営力向上計画	先端設備等導入計画
申請受付機関	各地域の経済産業局ほか、業種毎の監督官庁	設備設置場所の市町村
認定までにかかる期間	約1ヶ月	市町村によりまちまちだが、1日~1ヶ月
認定支援機関確認書	不要 (B類型の場合、税理士または公認会計士の確認書が必要)	必要
固定資産税の減免	3年間1/2→H31年度廃止	3年間ゼロ~1/2。自治体により変わるが、ほとんどはゼロ
10%法人税・所得税控除または一括償却	あり	なし
ものづくり補助金の加点	あり (ただし両方取得しても加点が2倍にはならない)	
申請のタイミング	設備導入前あるいは導入後60日以内。かつ、減税措置を活用する場合は決算期末までに認定を取得すること。	設備導入前。かつ、減税措置を利用する場合は12月中に認定を取得すること。